

平成 26 年 8 月 22 日
総務省関東管区行政評価局
(局長： 淵上 茂)

無電柱化対策に関する調査の結果

関東管区行政評価局は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ行政運営の改善を図るため、行政評価・監視を実施しています。

今回、無電柱化の推進を図る観点から、東京都内における無電柱化の実態、無電柱化に係る個別事業の状況、防災対策としての無電柱化について調査した結果を取りまとめ、調査対象機関に参考連絡しました。

<本件照会先>

総務省 関東管区行政評価局
第二部第1評価監視官
第2評価監視官
担 当： 藤原、中野
電 話： 048-600-2329、2331
F A X： 048-600-2338

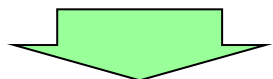
無電柱化対策に関する調査の結果(概要)

背景

- 戦後、急増する電力・通信需要に伴い多くの電柱が建てられ、その結果電柱が林立
- 昭和61年度から電線類地中化計画を始めとした数次にわたる計画に基づき、道路上から電柱や電線を撤去する無電柱化対策事業が実施されている。
- 東京都は2020年のオリンピック・パラリンピックの開催都市となっており、開催に向けた環境整備の一環として無電柱化の推進が求められている。
- 東京都の資料によると、平成24年度末における都道の地中化率は、都全体で33%(全国の幹線道路約15%)。しかし、欧米の主要都市等と比べると低い。

- ・ 平成25年度末現在の東京都内の電柱の本数は110万9,922本(東京電力分 72万3,785本、NTT東日本分 38万6,137本)
- ・ 無電柱化対策事業の目的は、安全で快適な歩行空間の確保、都市や観光地の景観の向上、都市災害の防止等
- ・ 欧米の主要都市等の無電柱化率(ロンドン・パリ:100%、ベルリン:98%、ニューヨーク:83%、シンガポール:86%)

- 参考連絡:平成26年8月22日
- 連絡先:関東地方整備局、東京都 等
- 担当部局:関東管区行政評価局



(東京都内における無電柱化の推進を図る観点から調査)

調査結果

(調査事項)

- 1 東京都内における無電柱化の実態
 - ・ 東京都内における電柱の設置状況、無電柱化の取組及び実績等を把握
- 2 無電柱化に係る個別事業の状況
 - ・ 電線共同溝事業状況等を把握
- 3 防災対策としての無電柱化
 - ・ 消防署等の前面道路における無電柱化の状況等を把握



(ポイント)

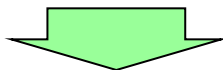
- 東京都内における電柱の本数(平成23→25年度)をみると、東京電力の本数は微増、NTT東日本の本数は微減
- 東京都内の直轄国道の道路延長に占める電柱なし区間の平成25年末の割合は70.1%、都道の地中化率(26年4月現在)をみると、全体で35.2%、区部は51.4%
- 生活道路の整備が、無電柱化を推進する今後の課題のひとつ
- 電線共同溝整備後に架空線(使用中)が残存
- 消防署及び災害拠点病院前の前面道路において、無電柱化されていない箇所あり



1 東京都内における無電柱化の実態

調査のポイント

- 東京都内における無電柱化の推進体制、第6期無電柱化推進計画(平成21年度から25年度)の策定状況等を把握
- 東京都内における電柱の設置状況を把握
- 関東地方整備局、東京国道事務所、東京都、港区及び世田谷区における無電柱化の取組・実績等を把握



調査結果(主なもの)

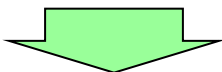
< 報告書 P 2 ~ 39 >

- 東京国道事務所が管理する国道、東京都が管理する道路(都道及び指定区間外国道。以下同じ)及び都内の区市町村道の第6期無電柱化推進計画における整備予定箇所は1,148箇所、整備延長は約1,000km
- 東京都、港区及び世田谷区は、無電柱化に係る独自の方針等を策定。また、東京都は区市町村に対する経費補助を実施
- 東京電力及びNTT東日本が設置した、東京都内の電柱の本数の増減(平成23年度→25年度)をみると、東京電力分は微増(72万2,956本→72万3,785本)、NTT東日本分は微減(38万6,491本→38万6,137本)
- 東京国道事務所が管理する直轄国道上の電柱の本数(平成23年度→25年度)は減少(1,423本→1,324本)
- 東京都が管理する道路上の電柱の本数(平成24年度→25年度)は減少(約6万300本→約5万8,900本)
- 関東地方整備局の資料によると、平成25年度末現在における東京都内の直轄国道の道路延長に占める電柱無し区間の割合は70.1%
- 東京国道事務所の電線共同溝(CAB整備を含む。)の整備対象道路延長に対する整備率は79.0%
(注) CABとは、ケーブルボックス(CableBox)の略で、各種ケーブルを集約して収容するための、道路と一体に設けられた蓋がけ式のU字構造物。
- 東京都が管理する道路の平成26年4月1日現在の地中化率(注1)は、都全体で35.2%、区部は51.4%、センターコアエリア内(注2)で85.3%
(注) 1 東京都では歩道幅員が2.5m以上で計画幅員で完成した道路を整備対象としており、その整備対象延長に対する整備済延長の率を「地中化率」として公表している。
2 センター・コア・エリアとは、山手通りと荒川に囲まれた区域をいう。
- 国土交通省本省の発表した資料によると、平成24年度末における東京23区の無電柱化率は7%(注)とされている。一方、今回の当局の調査では、東京都内の幹線道路で高い値が出ており、無電柱化を推進する今後の課題のひとつとして、生活道路(区市町村道)の整備が挙げられる。
(注) 積算方法(データ・算式)が同省のホームページ上では明らかとなっておらず、この率の正当性について検証することができない。

2 無電柱化に係る個別事業の状況

調査のポイント

- 電線共同溝事業(東京国道事務所、東京都、港区及び世田谷区)の実施状況及び電線共同溝整備後の状況(架空線の残存状況)を把握



調査結果(主なもの)

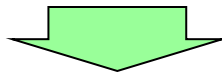
< 報告書 P 40～53 >

- 幹線道路においては、一区間(1km～2km程度)の工事を完了するため、その期間として約8年を要した例あり
- 港区では主要道路と細街路を合わせた面的整備を実施、世田谷区では区と(独)都市再生機構が共同して面的整備を実施
- 電線共同溝の整備完了後も、信号機に係る電線が残存している例あり

3 防災対策としての無電柱化

調査のポイント

- 港区及び世田谷区内における消防署(出張所を含む24施設)、災害拠点病院(6施設)について、その前面道路における無電柱化の状況を把握
- 津波対策としての電線共同溝の有効性について、電線管理者(東京電力、NTT東日本)から意見を聴取



調査結果(主なもの)

< 報告書 P 54～61 >

- 消防署24施設のうち18施設、災害拠点病院6施設のうち4施設の前面道路は、無電柱化されていない。各道路管理者は、これらの前面道路について、現時点では無電柱化の予定を定めていない。→ 震災発生時における重要拠点に面した道路について、無電柱化の推進を検討することが望ましい。
- 電線共同溝整備を津波対策として捉える場合、電力事業者と通信事業者の立場では、その有効性に関して認識に相違
 - ・東京電力 → 地上機器が津波で流失することにより配電に支障が生じるので架空線に比べて津波による被害を減少させることができるとは言えない。
 - ・NTT東日本 → 電線共同溝の通信系統の設備については地上機器がないので、地中化することにより架空線に比べて、津波による被害を減少させることができると見込まれる。